

吉祥寺ランニングクラブ【OHANA】

会則・活動ガイドライン

本会は、井の頭公園という素晴らしい環境を活かし、メンバーの一生健康とウェルビーイングを追求するボランティアコミュニティです。2024年のスタート以来、多くの仲間が集う場所となりました。今後もメンバー全員が安心して活動を続け、地域に愛される居場所であり続けるために、会則・活動ガイドライン（以下、「本会則」という。）を定めます。

第1条（名称） 本会は「吉祥寺 ランニングクラブ OHANA」と称します。

第2条（ビジョン・ミッション・目的）

- ビジョン** : 「一生健康」健康寿命を伸ばし、ウェルビーイングな人生を送ることを目指します
- ミッション** : 自らの健康に留まらず、人・社会・自然の健康へ継続的に貢献します。
- 目的** : 自分・家族・仲間・地域などの心と身体の健康を、ウォークやラン等を通じて増進し、地域の居場所となることを目的とします。

第3条（OHANA・マールマの精神） 本会は、ハワイの伝統的な考え方「Mālama（マールマ＝思いやり、大切にする、守る）」の精神を基盤とします。メンバーは互いを「OHANA（家族）」のように尊重し、つながり、協力し合うものとします。

第4条（5つの基本ルール）

メンバーは、以下のルールを理解し、尊重するものとします。

- 無理をしない** : 参加に対して決して無理をせず、自分の体調を最優先すること（医師等から運動を禁じられていないこと）
- 寛容な心** : 参加者の人数やコースなど、その時々状況を豊かに楽しむこと

3. **多様性の尊重**：速く走りたい人からゆっくり歩きたい人まで、それぞれのペースや思いを尊重し、受け入れること
4. **明るく楽しく**：笑顔で健康に活動すること
5. **思いやりの実践**：マーママの精神に基づき、仲間や地域、環境に配慮して活動すること

第5条（活動内容の告知と報告） 定期的な練習会のほか、レース参加、懇親会、他クラブとの交流などを行い、参加者はその活動を、公式 Facebook グループで告知と報告します。

第6条（プロジェクトへの参画）

本会は、以下のプロジェクト等の趣旨に賛同し、活動を推進しています。

- 厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」
- スポーツ庁「Sport in Life」
- Honolulu Marathon THE CLUB

第7条（中止等の告知）

天候や運営上の都合により急遽活動を中止する場合があります。告知は Facebook グループやチャットにて行いますが、状況により間に合わない場合があることを予めご了承ください。

第8条（免責事項・注意事項）

1. 本活動は有志によるボランティア企画であり、クラブとしてスポーツ保険等には加入しておりません。各自の責任で保険に加入して、参加登録することとします。なお、新たに保険加入を希望する方に向けて、本会では、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への加入を取りまとめています。
2. 活動中に発生した怪我、事故、急病、紛失、盗難等（以下「本件」といいます）については、本会の故意または重過失に起因する場合を除き、参加者の自己責任とします。
3. 参加登録をもって本条に同意したものとみなし、参加者本人および家族等の関係者は、本会に故意または重過失がある場合を除き、本会および他のメンバーに対して責任追及や損害賠償請求を行わない

ものとして扱います。

第 9 条（肖像権の取扱い）

活動中に撮影した写真や動画は、SNS（Facebook、YouTube、Instagram 等）やホームページに掲載することがあります。掲載を希望しない方は、事前に電子的方法でお申し出ください。

第 10 条（マナーと禁止事項）

社会的マナーに反する行為、勧誘行為、他者への迷惑行為など、本会運営者が不適切と判断する場合は、運営者の判断により参加をお断りすることがあります。

第 11 条（除名）

メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合、本会運営者の判断により、当該メンバーを除名することができるものとします。

- (1) 本会則または運営者の指示に従わないとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) その他、メンバーとして不適当と認められる行為があったとき

第 12 条（会則の変更）

本会則は、運営者の判断により、必要に応じて変更できるものとし、変更後の会則は、Facebook グループ等で告知された時点から効力を生じるものとします。利用規約の変更後に、本会の活動に参加した場合、会員は、本利用規の変更同意したものとみなします。

第 13 条（任意退会）

メンバーは、本会運営者に退会の意思を申し出ることにより、いつでも本会を退会することができます。

第 14 条（合意管轄）

本会則および本会の活動に関して、メンバーと本会との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（その他）

本会則に定めがない事項及び本会則の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上。

2026年3月2日制定